

国民健康保険税条例改正について（専決処分）

1. 改正の内容

①賦課限度額引き上げ（第3条関係）

基礎課税額分 66万円 → 67万円

②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大（第24条関係）

5割軽減の対象所得

現行 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

改正後 43万円+31.0万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

2割軽減の対象所得

現行 43万円+56.0万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

改正後 43万円+57.0万円×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

③子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額及び保険税減額の設定

（第3条第5項、第24条関係）

賦課限度額 3万円

保険税の減額

- 低所得世帯に対する保険税の減額
- 子どもに係る保険税均等割の減額
- 出産時における保険税負担の減額
- 18歳未満に対する保険税均等割の減額

④施行日

令和8年4月1日

2. 改正による影響額（①②令和8年3月31日時点にて試算）

①賦課限度額引き上げの影響額 上段：限度額超過世帯、下段：限度超過額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
基礎課税額分	99 世帯	94 世帯	△5 世帯
	51,590,898 円	50,636,075 円	△954,823 円
影響額合計			954,823 円

②軽減対象範囲の拡大の影響額 上段：軽減世帯、下段：軽減額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
5割軽減分	2,497 世帯	2,525 世帯	28 世帯
	105,142,150 円	106,233,750 円	1,091,600 円
2割軽減分	1,506 世帯	1,533 世帯	27 世帯
	25,589,900 円	26,034,710 円	444,810 円
影響額合計			1,536,410 円

③子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額及び

低所得世帯に対する保険税の減額の影響額（当初賦課時点）

	世帯数	影響額	合計
賦課限度額	83 世帯	1,976,797 円	1,976,797 円
軽減（7割）	5,366 世帯	8,915,440 円	(8,556 世帯) 12,449,191 円
軽減（5割）	1,966 世帯	2,816,393 円	
軽減（2割）	1,224 世帯	717,358 円	

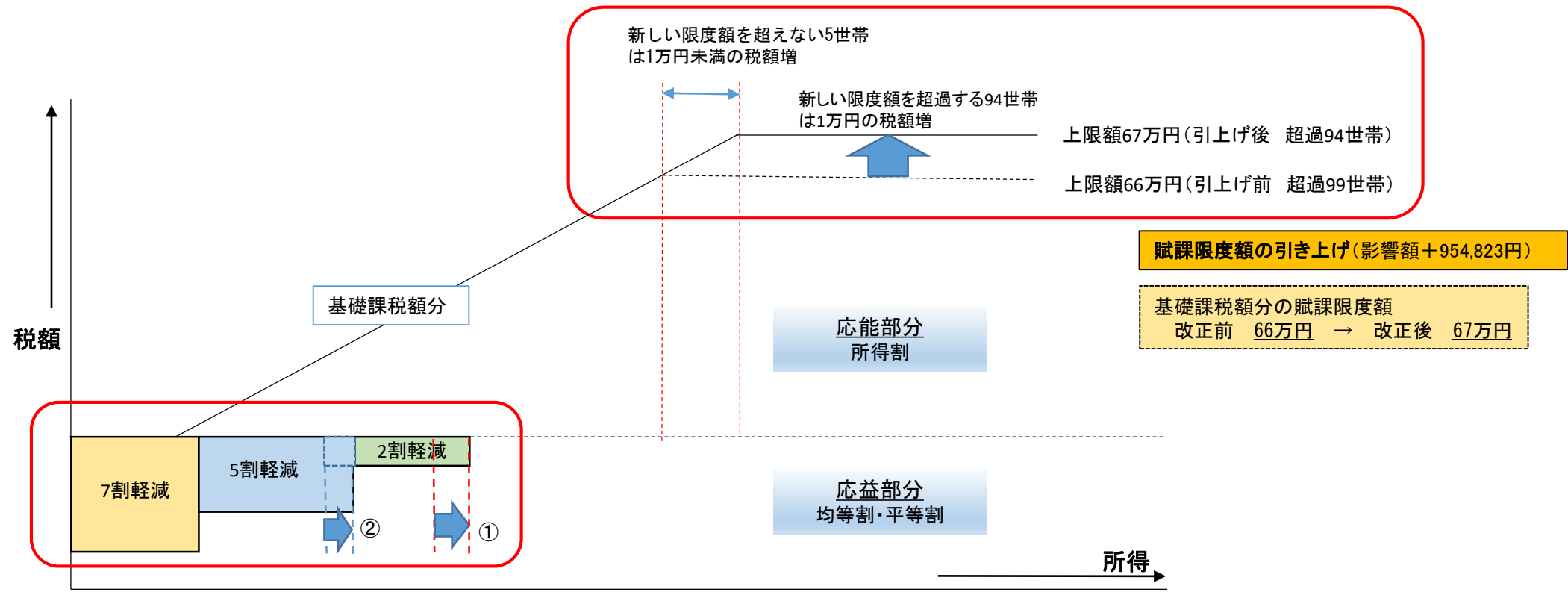
## 飯塚市国民健康保険税の計算方法

**国民健康保険税年税額 = 基礎課税額分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 + 子ども・子育て支援納付金分**

税率	基礎課税額分 (医療分)	後期高齢者支援金分 (支援金分)	介護納付金分 (介護分)	子ども・子育て支援納付金分 (子ども分)
所得割 (世帯単位)	6.8%	2.8%	2.6%	0.27%
均等割 (被保険者1人あたり)	21,000円	8,100円	9,100円	1,082円 (18歳未満1,025円)
平等割 (1世帯あたり)	23,000円	8,800円	6,700円	1,019円
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円
備考	—	—	40歳～64歳のみ	18歳未満の均等割は10割減免

# 国民健康保険税条例の一部改正

令和8年3月31日専決・令和8年4月1日施行



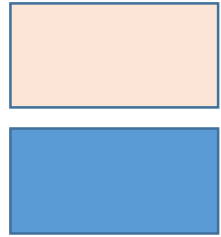
5割軽減の対象所得	
改正前	(43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))円以下
改正後	(43万円+31.0万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))円以下
2割軽減の対象所得	
改正前	(43万円+56.0万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))円以下
改正後	(43万円+57.0万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))円以下

**軽減対象範囲の拡大** (影響額 △1,536,410円)  
 基礎課税額分、後期高齢者支援金分、介護給付金分の影響

①2割軽減世帯の影響  
 (軽減非該当から2割軽減該当となった世帯。27世帯/調定減△444,810円)

②2割軽減世帯から5割軽減世帯該当による影響  
 (28世帯/調定減 △1,091,600円)

賦課限度額引き上げ  
(基礎課税額分)



限度額超過分

賦課される税額

